資料２

自然再生基本方針見直しに関するスケジュール

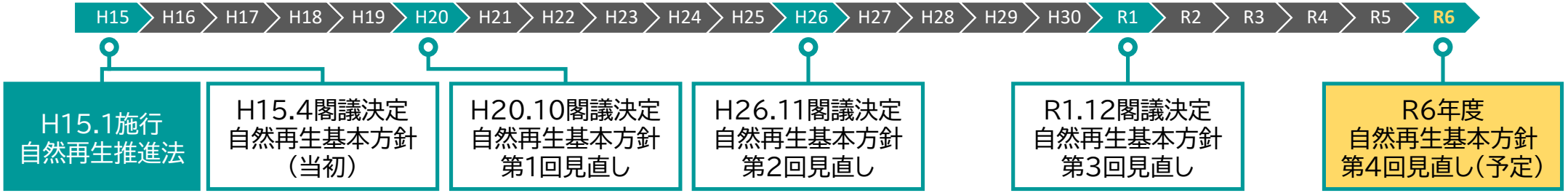

- 自然再生基本方針（以下「基本方針」という。）は、自然再生事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに見直しを行うものとされる。（自然再生推進法（以下「推進法」という。） 第七条第6項）
  - ➢これまで、国際的な潮流や国内の動向、進捗状況等を踏まえ、見直しが行われてきた。
- 現行の基本方針は、令和元年度に閣議決定した「第3回見直し」である。
- 前回見直し（令和元年）より5年が経過することから、本年度中に第4回見直しを予定。

基本方針の見直しに向けたこれまでの経緯

主務省庁の作業	自然再生専門家会議等
R4年度 ■自然再生基本方針の見直しに向けた検討 ■見直しに向けた検討項目の洗い出し	
R5.10月～12月 ■生物多様性国家戦略から項目抽出 ■自然再生基本方針・論点案の作成 ■関係団体との意見交換会の実施	**意見交換会** ○ 自然再生活動団体(以下「法定外協議会」という。)(R5.10/31、11/2) ○ 環境NGO等の団体(R5.11/1) ○ 自然再生協議会(以下「法定協議会」という。)(R5.11/8) ※他、アンケートも実施
R5.11月～12月 ■意見交換会結果を踏まえた論点案の修正	○ **R5年度 第1回 自然再生専門家会議** (R5.12/4)
R5.12月～R6.2月 ■自然再生専門家会議の意見を踏まえた論点の設定 ■自然再生基本方針(素案)の作成	**意見交換会** ○ 日本学術会議自然環境分科会(R6.2/13)
R6.6～8月 ■第六次環境基本計画、地域生物多様性増進法から項目抽出 ■自然再生基本方針(案)の作成	○ **R6年度 第1回 自然再生専門家会議**(R6.8/28)
R6.9月～11月 ■パブリックコメント(R6.10.11～11. 10) ■パブリックコメントを踏まえた修正 ■自然再生基本方針(最終案)の作成	○ **R6年度 第2回 自然再生専門家会議**(R6.11/22)
R7.2月下旬～3月上旬(予定) ■自然再生基本方針見直しの閣議決定	○ **自然再生推進会議(R7.2/12)**